

平成23年第3回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成23年9月14日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 1時49分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	山田道行君
	13番	井上久嗣君	14番	岡崎治夫君
	15番	田宮正秋君	16番	神田壽昭君
	17番	菅原清一郎君	18番	斉藤昇君
	19番	岡田久俊君	議長	20番 山居忠彰君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	織田勝君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	土岐浩二君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院 事務局長	吉田博行君		

教育委員 会長 尾崎 学 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長 石川 誠 君
生涯学習部

農業委員 会長 松川 英一 君 農業委員 会長 秋山 照雄 君
農事 事務局

監査委員 三原 紘隆 君 監査委員 局長 高岩 淑通 君
監事 事務局

事務局出席者

議会事務局 局長 藤田 功 君 議会事務局 局長 浅利 知充 君
議総務課 主幹

議会事務局 局長 東川 晃宏 君 議会事務局 局長 御代田 知香 君
議総務課 主任主事

議会事務局 局長 榎木 孝士 君
議総務課 主任主事

(午前10時00分開議)

副議長(遠山昭二君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(遠山昭二君) ここで、事務局長より諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。20番 山居忠彰議長から遅参の届け出がありません。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(遠山昭二君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

10番 国忠崇史議員。

10番(国忠崇史君)(登壇) 第3回定例会に当たり、一般質問をいたします。

私は一問一答方式をもって、3つのテーマをもって質問に入ります。

第1に、市長の任期前半2年間の総括についてお聞きいたします。

牧野市長が、この2年間、市民からの声を聞く、いわゆる広聴活動を大変精力的に行ってきたことに、まず敬意を表したいと思えます。ふれあいトーク、こども夢トーク、わがまち“しべつ”の未来を語る会などのタイトルが示すとおり、それはトーク、語るなど、要はこのまちについて語ることに終始してきたのでした。

そういえば、土別市民憲章の最後のくだりは、「夢を語り、未来に広がる明るいまちをつくりたい」となっています。市長が市民の語りを引き出したことは、市民憲章の心を具体化した大きな功績だと思います。ある意味、仕事の半分は終わったのではないかと思います。と申しますのも、私は、実は市民からの声を引き出すのは、これからは市議会の役割ではないかと感じているからです。すなわち、おのこの議員は、もちろん議会での主要な発言者であります。が、議会基本条例制定後は、市民の間に討論の文化を根づかせていく、いわば討論の組織者としての役割も求められていくと思うし、ぜひともそうしていかなければ、制度としての議会制民主主義が、今、危機にあるとらえているからです。

さて、市長に話を戻しまして、まず、任期前半の総括をしていただきたく思います。

私は、マニフェストについて具体的に3項目に分けてお聞きするものです。

まず第1点、マニフェストの60項目について、ちょうど1年前の第3回定例会でほとんど道筋がついたと答弁されておられますが、現在もその認識に変わりはないでしょうか。

第2点、その一方で、今定例会冒頭の行政報告に見られるごとく、マニフェストという単語は出てきませんでした。この事実は、マニフェストをないがしろにするものではなく、既にほ

とんど実現したので言及する必要がなかったと、そのように理解してよろしいのでしょうか、お答え願います。

第3点ですが、マニフェストについては、まさに、ちょうど2年前の第3回定例会における私の初質問時点から何度も何度も取り上げ、その性格について議論してまいりました。その中では、私特有の表現であるマニフェスト原理主義という概念を押し出しました。それは別におどろおどろしい意味ではなく、よい意味でマニフェストに忠実にやってくれと。もし原点に戻ろうと思ったとき、何かの思いつきにすがるのではなく、とにもかくにもマニフェストに回帰すべしだと、そう申し上げてきたつもりでございます。

少し自慢も含んでしまいますが、この土別では、ほかの議員の方々も加わっていただきつつ、マニフェストをめぐる議論をこの議場で重ねてきたからこそ、混迷を回避できた面があると思うんです。

それに引きかえ国の政治にあっては、2009年政権交代時のマニフェストの中心政策を、今になってばらまき4Kなどとほうり投げたり、まことにぞんざいに扱っているわけです。地方の政治より国政レベルのほうが党派間の争いが激しいと、そういう実態を差し引いて考えても、マニフェストをめぐる嘆かわしい事態にはため息が出ます。かように、残念ながらマニフェストという言葉には、今や政治的な手あかがついてしまった次第です。

最近、勢力を伸ばしぎみのみんなの党などは、みずからの政策集をアジェンダ、直訳すれば議題とか議事とかと名づけていますが、結局は同工異曲としか思えないわけで、アジェンダが手あかのつく言葉になるのも時間の問題だと思うんです。

さて、市長は、そんな状況下にあっても、今後も、ある意味愚直にマニフェストという表現を使いながら市政執行に当たっていかれるのでしょうか。考え方をお聞かせください。

第2に、国政の混乱による影響について、立ち入ってお聞きします。

例えば、子供子育て政策一つとっても、一昨年第3回定例会では、麻生政権の子育て応援特別手当について、一度補正予算が組まれたにもかかわらず、手当の支給自体がキャンセルになったり、民主党政権の目玉政策だった子ども手当についても、いわゆる3党合意によって来春から所得制限を行うなど変更が相次いでおり、こうした手当支給の実務を担う市役所の現場もまた、かなり振り回されているのではなからうかと拝察いたします。

実際、かような政策変更にご迷惑している現場である全国知事会、全国市長会、全国市議会議長会など地方六団体は、政府に対し、先月の初め要望を出し、政策変更の説明責任を果たせ、そして協議の場を設けるよう求めているわけです。かような猫の目的な変更による悪影響は、子育て政策のみならず、農業分野や公共事業などにも及んでいると憂慮をいたす次第ですが、市長におかれては、国や北海道に対していかなるスタンスを持って要望してきたのか。そして、これから市民をこの政策変更の荒波からいかに守っていくのか、志のほどをお聞かせください。

最後に、このテーマの第3点として、残り2年間の抱負についてお伺いします。

いわゆる箱物として新しい保育園が既に着工し、来年度には老朽化して、しかも満員状態の

あけぼの児童館の後継施設となる児童センターもめどがついてくるとのこと。これらは、牧野市長在任中の建設物として残っていくわけであり。市長は、子育て日本一を掲げたのですから、子供に関する施設を充実させるのは当然だと思いますが、これにどう魂を入れていくのが、任期後半に何らかの牧野カラーを打ち出す上でも大事なことだと思います。

思えば、北星保育園が入っているピュアランドはぐくみも、かなり凝った作りではありますが、来年1月で建設からちょうど10年が経過し、実際に保育園として使ってみて、さまざまな教訓も出ていていると聞いています。そういった点も含め、今現在、保育園や児童センターの構想について、どのような方針で進めているのか、市長の考え方をお聞かせください。

そのほか、一般的な抱負についてお聞きするものですが、やはり市長の任期中に3.11の東日本大震災が起きたというのも、つくづく大きなファクターだと思うのです。3.11は、資源やエネルギーを放漫に使い続けてきた我々に対する自然からの警告であるとも言えます。生活スタイルを大胆に変えるために、足元からできることもたくさんあると思います。市長は、その点もお心に銘じて施策を進めてもらいたいところですが、今後2年間どのような点に留意されるでしょうか。それをお尋ねして、このテーマについて終わります。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

国忠議員の御質問にお答えいたします。

私の任期前半2年間の総括についてであります。

私が新生士別市の2代目市長に就任をさせていただき、この9月25日で早くも任期の折り返しを迎えます。就任以来、新たな発想のもと本市の基幹産業である農林業や商工業などの経済を再生し、次世代を担う子供たちの健やかな成長と、地域医療や福祉を初めとした市民の暮らしの充実を図り、まちを元気にすることを常に念頭に置く中で、市民との対話を重んじながら市政のかじ取りをしてまいりました。

特に、市長への手紙やこども夢トークの実施を初め、イベントや各種会合などへは可能な限り出向き、市民の皆様の御意見や御提言を伺う機会づくりに努め、その思いの幾つかを施策に反映することができたと思っています。今後においても、対話、調和、市民の輪を基本に、私自身が市民の中に入るとともに、職員もまた積極的に地域の中に入り、更に多くの市民の御意見をお伺いし、市民が主役の市政実現に向け努力していく所存であります。

そこで、私のマニフェストについてのお尋ねであります。

私が掲げました60項目のマニフェストの中でも、大きな事業の一つでありました公認パークゴルフ場の建設につきましては、市民の意見を聞く会や地域政策懇談会において、市民の方々から多くの御意見をいただく中で、慎重に検討を重ねた結果、既存施設の一層の充実を図ることとし、新たな建設は見送ることといたしましたが、残りの59項目の施策につきましては、検討作業を進めているものも含めてすべての項目に着手しており、その多くは市議会や市民の皆様方の御理解をいただき、形となり政策として取り組んできているところであります。したが

いまして、昨年の第3回定例会で申し上げた道筋を着実に前進しているものと考えておりますし、今後2年間の任期中の実現に向け、さらなる努力をしてまいる所存であります。

マニフェストは、私が市長に就任させていただいたときの市民の皆様との約束事でありますので、このマニフェストを基本として最大限の努力をいたすことは申し上げるまでもないことでありますし、今後もその考えは変わることはございません。しかしながら、市政を取り巻く環境が日々変化する今日にあって、その時々々の社会動向や財政状況に応じて、その背景やニーズに見合った柔軟な対応が求められる場合もあるものと考えているところであります。

したがって、施策や事業を進めていく際に、マニフェストの一部変更や修正を余儀なくされる場合もあると想定しているところであり、今後においては何よりも、市民生活の向上を命題として市政推進に当たってまいる考えであります。

次に、政府のマニフェスト変更に伴う地方への影響についてのお尋ねであります。

政府のマニフェストについては、国会運営等の情勢から変更を余儀なくされている現状にあって、その影響が地方にも及んでいることは御承知のとおりであります。地方にとりましては、国政が安定して運営され、国の政策と地方の政策が連携して実施されることが望ましいわけであります。

そこで、国のマニフェストに関連した事業への要望についてであります。

8月4日、民主党、自民党、公明党において、子供に対する手当の制度のあり方について3党合意がなされました。子供に対する手当の実務を担っているのは地方であります。この所得制限による変更によりますと、コンピューターデータ処理システムの改修が必要となるものであります。したがって、この3党合意に基づく今後の手当のあり方の見直しについて、国は地方に対し説明責任を果たすとともに、その具体的な内容と道筋を明確にすることが的確かつ円滑な支援事務を行う上で不可欠であると考えます。

法定化されました国と地方の協議の場を直ちに開催をし、地方との協議を行うことが私も求められていると思っておりますし、地方六団体はまさにこの要望を挙げているところであります。国と現場を熟知する地方が積極的に対話を行い、政策を形づけることは重要であります。私は、地方が元気になることが北海道、更には日本を元気にすることと考えておりますし、今後も引き続きさまざまな政策課題に対し、関係市町村、関係団体との連携を深める中で積極的な要請活動を展開してまいりたいと考えているところであります。

次に、今後2年間の抱負についてのお尋ねがございました。

まず、子育て日本一に関連して、新しい保育園と児童センターの運営にかかわっての基本的な考え方についてであります。

士別市の次世代を担う子供たちの健全な育成は、本市の将来を左右する重要な施策であるとの認識から、子育て日本一をマニフェストの柱に掲げてまいりました。新しい保育園につきましては、平成24年4月開園を目指して現在工事を進めておりますし、新しい児童センターにつきましても、あけぼの児童館跡地と隣接する市有地に平成24年度に建設することとして、現在、

児童館運営委員を中心とした新児童センター建設委員会で、施設の建設方針や運営について検討いただいているところであります。

新しい保育園につきましては、昨年度末に増築した北星保育園とあわせて、市街地の認可保育園体制を3カ所から2カ所に再編すると同時に、保育定員を180名から200名に増員することで、近年増加している3歳未満児の保育に対応することといたしました。また、保育につきましては、定数増員のメリットを生かし、年齢別保育により児童の発達段階に応じた保育を行うとともに、児童の主体性を尊重した環境保育を一層推進してまいりたいと考えております。

更に、近年、子育て家庭への支援の必要性が増していることから、現在、北星保育園に設置されている子育て支援センターゆら並びに一時保育室については新保育園2階に移設し、育児の悩み相談や子育てサークルへの支援など子育て支援の充実を図るとともに、一時保育の定員増、保育時間延長などを行うと考えております。

また、新しい児童センターにつきましては、現在の留守家庭保育室だけでなく、児童館の本来の目的である18歳未満の児童の居場所としての機能を再構築することとし、建設委員会においては、7月末に小学生から高校生の児童の代表者の参加を得て、先進地視察を行いました。この視察結果も参考に、どのような児童館機能が必要か、どのように運営すべきかといったことについて、小学生から高校生の児童で構成する「子ども建設委員会」も設置しながら、現在、具体的な検討を行っているところであります。

この2つの施設につきましては、本市の子育て支援や子供の居場所づくりの拠点施設として位置づけており、関係する検討委員だけでなく、保護者や現場の保育士、児童厚生員、そして何よりも施設を利用する子供たちの意見を十分に反映し、真に子供の健全育成に寄与する施設とすると考えております。

また、子供たちを将来の担い手としてだけでなく、社会を構成する一員としてその意見を尊重することは、まちを元気にする上で重要なことと考えておりますことから、子供たちの意見を市政に反映できるシステムの構築を目指しまして、子供の権利条例の制定作業に着手しているところであります。現在、子供の育成に携わっている市民の方々に構成する子供の権利検討委員会を設置し、内容の検討を進めており、更に、多くの市民や子供たちの意見も取り入れながら、平成25年4月の条例施行に向け、鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

更に、さきの東日本大震災で、私たちは一瞬のうちに多くの人生を奪う自然災害の恐ろしさ、私たちの生活を支える電気エネルギーを生み出していた原子力の恐ろしさを痛感いたしました。こうした中で、市民の安全で安心な生活を守ることは行政の責務であると考えますことから、現在、特に見やすさに配慮した新たなハザードマップの作成作業を行っており、今年度中には全戸へ配布するとともに、説明会の開催も予定しているところであります。更に、地域ごとの安全・安心を確保するため、自治会単位を基本とした自主防災組織の設置を進めており、平成24年度中には市内全域での設置を目指してまいります。

また、新エネルギーの導入に関しましては、地域新エネルギービジョンをもとに、新エネル

ギーの導入促進や公共施設への導入の可能性を前向きに検討していくとともに、市民に対しての普及啓発を積極的に進めていく考えであります。

今日の土別を築き上げてこられた皆様が、住みなれた地域において、健やかに、明るく、楽しく暮らすことができること、次世代を担う子供たちが夢と希望を持って育つことができること、そして、市民が笑顔で暮らすことのできるまちを創造していくことが私の願いであります。そのためにも、何よりもまちを元気にすることが大切であります。そのようなまちをつくるため、私は、残された2年間の任期を総合計画を基本に、市民との約束であるマニフェストの実現に向けて、常に新たな発想を取り入れながら、市民や市議会の皆様の御意見に真摯に耳を傾け、柔軟かつスピードと実行力を持って市政のかじ取りに全力を尽くす覚悟であります。

以上申し上げて答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 国忠崇史議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 第2のテーマは、学校給食について取り上げます。

昨年の3月、第1回定例会での市長及び教育委員会による答弁では、アレルギー対応給食については、昨年の4月から学校に栄養教諭を配置する計画を進めておりますので、学校や保護者とより一層連携を図り、児童・生徒のアレルギーに関する情報を収集するとともに、他市町村の実態等を調査研究してまいりたいと存じます、となっていました。

土別市食育推進計画をひもときますと、栄養教諭の定義とは、栄養及び教育の専門家として、子供の食に関する教育指導ができる教員とのことであり、管理栄養士または栄養士が大学の教職課程を取得することで栄養教諭になれるそうです。ただ、この栄養教諭の制度ができたのは6年前の2005年で、まだ歴史は浅くて、試行錯誤している部分もあるようです。

さて、栄養教諭を配置した効果については、今月出されました教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価に関する報告書という報告書の43ページでもさらっと触れられていますが、この際、詳しいところを4点ほどお伺いいたします。

第1点です。栄養教諭とは、果たして給食の献立づくりやカロリー計算などにかかわっているのでしょうか。

第2点、栄養教諭のふだんの仕事とは何でしょうか。栄養教諭は職員室にいて、校長先生、教頭先生を初め教職員と常時コミュニケーションがとれる状況にあるのでしょうか。また、巡回先の学校等に出かけるスケジュールは定期的なものなのか。あるいは不定期なものなのでしょうか。

第3に、重要なことですが、児童・生徒の食物アレルギーについて、どの程度情報収集することができたでしょうか。鶏卵に関連したアレルギー児童が一番多いと私は予測します。私が数十人の保育園児を見ている限りにおいても、まことにアレルギーというのは千差万別で、全容の把握はなかなか大変です。更に、子供の成長に伴って、アレルギーの対象、アレルゲンと申しますが、このアレルゲンが減ったり、変化したりするのであります。ですから、その辺の情報収集はどの程度進んだでしょうか。

第4に、今後の栄養教諭の配置計画をお伺いします。場合によっては栄養教諭の増員もあり得るのでしょうか。いわゆる食育を充実していくのであれば、2名だけでは少ないかもしれないとも思えるのです。

さて、栄養教諭の話題とは別に、アレルギー対応給食の実施について伺います。

これにつきましては、給食センターの施設面の状況から困難であると、以前から答弁を承っております。確かに、まないたから調理台から包丁から、すべて別にしなければならないのは事実で、コストも手間もかかると思います。しかし、各保育園では、現実にはアレルギー対応給食に取り組んでいるのであり、例えば、市立保育園の調理担当者のアドバイスももらうとか、何らかの方法はあるのではないかと思います。いかがなものでしょうか。

折しも、きのうの北海道新聞によれば、北海道教育委員会は全道552の学校給食施設を立ち入り検査し、その97%に当たる535施設に何がしかの改善を勧告したと、道議会でおととい報告したそうです。改善勧告に従って給食センターの造作を変えなければならないのなら、その機会にアレルギー対応もできるように改造すると、そういう施設も全道の中では出てくるのではないかと。むしろ期待もする次第でありまして、我が土別市給食センターも改善勧告の有無についてはともかく、方向としては、アレルギーのある少数の児童・生徒にも、食べる喜びと食生活の豊かさを保障する方向に一歩でも前進していったほしいものだと思います。

以上で、このテーマの質問を終わります。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） お答えをいたします。

まず、栄養教諭を配置した効果についてのお尋ねでございますが、栄養教諭は学校における食育推進指導のかなめとして中心的な役割を担っておりまして、学校給食を主な素材として、子供たちの栄養指導など食に関する全般的な指導に携わって、健全な食習慣の形成に大きな役割を果たしております。更に、子供たちの心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養バランスを念頭に、給食の献立づくりを担当しております。

次に、2名の栄養教諭のふだんの仕事であります。1週間のうち2日を給食センターで献立づくりのほか、調理過程の作業工程のチェックを行っており、他の3日をそれぞれ所属する土別小学校、土別南小学校に勤務し、授業カリキュラムに沿った指導計画書の作成及び各学校での食育に関する授業を実施いたしております。

また、教職員とのコミュニケーションについてのお尋ねであります。一般の教員と比べて学校に勤務する時間が限られるため、教職員との適切な意思疎通が図られるよう、学校長にお願いをいたし配慮いただいているところでございます。

次に、各学校に出向いての食育授業等の巡回指導についてであります。各学期当初における学校間調整により計画的に実施しております。

なお、栄養教諭の今後の配置計画につきましては、北海道教育委員会の配置基準では、児童・生徒数が1,800人以上の場合2人の配置と定めており、本市はこの基準に位置づけられて

おりますが、今後、児童・生徒が減少し、この基準を下回る場合にあっては、減員も想定されるところであります。ちなみに、3名配置の基準要件は6,001名以上という基準になっております。

次に、児童・生徒の食物アレルギーの把握状況についてであります。毎年4月の保健調査で、平成20年度では和寒町を含めた全児童・生徒数1,950人のうち、アレルギー症状のある子供は122人で、かつ弁当持参者は3人でしたが、本年度は1,908人のうち、アレルギー症状のある子供は137人、弁当持参者は6人となっており、若干増加傾向にあります。

次に、アレルギー対応給食の実施にかかわって少しでも前進した点はあるのかとのお尋ねであります。毎月、保護者や学校に通知している献立表に使用食材内容をきめ細やかに掲載し、アレルギーに関する適切な情報提供に努めるなど、改善を図ったところであります。また、牛乳アレルギー者への代替食として、お茶や麦茶の提供を現在検討しているところであります。

更に、御紹介のありました各保育園での取り組み内容について調査をさせていただきましたが、各園において極めて少人数の園児への対応ということで、それぞれ学校単独の調理であれば参考に部分もあろうかと存じますが、2,000食を超えるセンター給食では、規模が違い過ぎて参考にはならないという状況でございます。

また、北海道教育委員会の立入検査の結果、士別市の給食センターにつきましては、医師など外部の専門家の協力を得た衛生委員会の体制整備及び学校給食従事者の衛生健康状況定期調査票の整備の2点について改善指摘があり、既に改善を完了しているところでございます。今回の改善勧告では、士別市の場合、直接、施設設備の改善については勧告の対象になっておりませんので、直ちに整備改修に結びつくものではございません。しかし、アレルギーのある児童・生徒が少しでも豊かな食文化を享受できるよう、今後もさまざまな角度から検討を進めていく考えであります。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 国忠崇史議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 私の質問の最後のテーマとなりますのは、今年度社会実験として行っている小・中学生向け郊外線バス運賃無料化事業についてであります。

昨年、朝日中学校でのこども夢トークにおいて、士別まで行くバス賃が高過ぎると、中学生自身から意見の具申があり、それにこたえる形で取り入れられたこの事業は素晴らしいものであり、もちろん支持する立場で質問するものです。

私は、この場で何度か述べておりますが、バスは高齢者の足となっているだけでなく、子供の社会性をはぐくむ上でも大変意義を持っているものだと思います。子供は、家族以外の人と乗り合わせることでたくさんのことを学び、経験としていきます。すなわち、ハンディキャップのある人に席を譲る経験、また、どこまで行くのかいと高齢の乗客とお話ししたり、異なる世代のコミュニケーションが生まれる経験、更には、市立病院のバス停でたくさん乗りおりがあることを目の当たりにすることで、このまちの人の流れや生活実態の一端を知ることでもでき

ます。

都会の子供は小さなときからそういう経験ができるんですが、土別の子供たちも進学や就職で都市に出て初めて公共交通機関に乗るのでなく、小さいうちから社会的な経験を積み、公共のマナーを身につける必要性は言うまでもないと思います。したがって、農村部の子供だけでなく、土別の市街地に住む児童・生徒にも、もっともっとバスの乗車経験をさせる方を私もしばしば考えておるところです。

前置きが長くなりましたが、バス運賃無料化事業の概要の説明をまず求めるとともに、以下5点ほど伺います。

まず、この事業の利用状況について承りたく思います。

実は、つい先日の道北日報に利用人数なども含め出していたのですが、この際、改めて御紹介ください。その中で、特に私が知りたいのは、土別市街に町中に住んでいる児童・生徒が郊外へ向かうと、そういった場合の利用がどのくらいあるのかということです。

2点目は、バスウィークとの整合性をどう考えるかです。

時あたかも、今週土曜日の17日から祝日など挟みまして来週の日曜25日まで、第5回バスウィークなのであります。こちらは、市内循環バスの外回りと東西回りの2系統も小・中学生が無料になりますし、はたまた、朝日や上土別から来たバスに、この市役所の最寄りである旧営林署前のバス停から乗って、土別駅前でおりました場合、そういった場合も無料になります。

さすがに、今年はバスウィークのチラシには、この無料化事業と混同しないように、裏面に保護者向けに注意書きがあるんですが、ふだん保護者もバスに乗らない方が大部分だと思しますので、両事業の区別が十分に通じるか否かはわからないのが実際のところだと拝察いたしますが、両事業の整合性は十分にとれているとお考えでしょうか、御見解をたたくします。

3つ目です。5月ごろ、この無料化事業の利用の仕方にも誤解があるとして、各学校を通じて1枚のプリントが配られたのですが、市街地に住む児童・生徒にしたら何のことかと、一層理解できなくなったのではないかと心配するものです。プリントをちょっと読みます。

小・中学生バス無料乗車券の使い方について。

土別市では、4月から市内の小・中学生が無料でバスに乗車できる取り組みをしていますが、小・中学生バス無料乗車券の使い方を間違っている人がいるようです。次のとおり、小・中学生バス無料乗車券の使い方をきちんと守ってバスに乗ってください。

記書きがあって、一番大事なこと、運転手さんに小・中学生バス無料乗車券を見せてから料金箱に入れること。そのほかに気をつけること。市内循環線では、小・中学生バス無料乗車券を利用できません。2、郊外線でも、大人運賃200円以下の近距離では利用できません。3、必ず学校名、学年、バス停名を記入してください。4、土日、祝日、春・夏・冬休み、開校記念日、運動会等の振りかえ休日など、学校が休みの日に利用できます。5、遠距離通学により定期券を利用できる区間、期間は定期券を優先して利用してください、ということです。

そもそも、この事業の趣旨が、郊外と農村部の子供の利用想定だけだと、そういうことであ

れば、市街地の児童・生徒は対象から除くという方法も考慮できたのだし、逆に、あくまで公平性を担保するというのであれば、市街地の児童・生徒にももっと利用しやすい方策を考えるべきではないかと感じておりますが、この点、どのような判断のもとに施策展開をしておられるのかお聞かせください。

4点目として、私からの提案ですが、今年度下半期の6カ月は、学校休日には、市内循環線も含め小・中学生無料としてはいかがかと思えます。ただ、実は、私は何でもかんでも無料と、なかんずく交通費無料というのは、実は余り好ましくないのではないかと思います。象徴的に10円とか、50円とか徴収することで、幾ばくかの経済観念も養われるのだという信念を持っておりますが、とりあえず提案としては、今年度下半期は無料にしてはどうかと思えます。しかし、そういった場合、仮に本年度後半、小・中学生無料とした場合には、果たして補正予算を組むほどの事業規模になるのかという点を、ひとつお聞きしておく次第です。

最後に、土別軌道や道北バスといったバス事業者にも、もっと営業意欲を持ってセールスしてもらおうべく、市としても気合いを入れていただきたいという話をします。

例をとれば、スポーツ少年団の遠征など保護者が送迎に追われ、なおかつ、この御時世に自家用車で車列を組んだりして、エコという観点からも、正直、時代に逆行しておるのが実情であります。私も、たまたま小学4年生の息子が野球をやっており、例えば、剣淵の平波球場に行くときは、道北バスの停留所が近いのでそこに着目して、時間と条件さえ合えば路線バスを利用しようねと、少年団の関係者に呼びかけていますが、肝心のバス会社が営業努力として同じ呼びかけをしなければだめだと思うんです。

都会の子供たちは、スポーツの遠征でも電車やバスを利用しており、その中で集団の統率や公共のマナーを学んでいます。少年団の活動や部活動も教育の一環なので当然のことです。土別市としても、バス事業者に子供がバスに乗る意義を知らせ、もっと誇りを持って営業促進するように叱咤激励すべしと、そのように考えますが、ぜひとも前向きな発想で取り組んでいただきたく、その点を強調して、私の質問を終わります。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

小・中学生バス無料化事業については、一昨年から、市内各小・中学校で開催している市長と子供たちとの直接対話、土別市こども夢トークにおいて、朝日、上土別、温根別地区の児童・生徒を中心に、バス料金が高額であるとの声を受けて、まちづくりのための市長特別枠として本年度1年間、市内循環線を除く郊外線のバス料金を通学日以外に限り無料化する社会実験として行っているものであります。

まず、本年4月から8月末まで5カ月間の利用状況であります。延べ人数で小学生が89人、中学生が160人の計249人となっており、1カ月平均では約25人の利用となっております。特に、夏休み期間中である8月の利用者数は75人と、平均を大きく上回る利用実績となっております。

また、中央地区から郊外への利用につきましては、延べ利用者数として申し上げますと、土別小学校1名、土別南小学校6名、土別中学校19名の計26名であることから、今事業における利用者の約1割の児童・生徒が中央地区から郊外へと利用しており、その多くが往復での利用であるため、実人数としては半数程度の利用状況と推計しているところであります。

次に、バスウィークとの整合性についてであります。バスウィークは、土別市地域公共交通活性化協議会が地域公共交通活性化再生総合事業を活用し、公共交通に対する理解と関心を深め、利用促進を図るためのPRイベントとして実施しているもので、平成21年度からバスの日である9月20日を含む1週間と、バスの利用が多くなる冬休み期間中の約2週間の年2回実施しており、本年度がこの事業の最終年度となります。

郊外路線における料金負担の軽減を目的とした小・中学生バス無料化事業と、全路線を対象とした利用促進のための短期的なPRイベントであるバスウィークの目的の違いについて、小・中学生向けに配布した資料では、その趣旨や効果を理解してもらうことは、ただいまお話にもありましたように難しいという面がございました。

このため、今月17日から予定しているバスウィークの実施に当たっては、チラシに保護者向けとして両事業の考え方を示す内容を盛り込んだところでありますが、ただいまは、これでも通じるか否かわからないとの御指摘でありますので、今後とも、各小・中学校との連携を図りながら、両事業の利用のあり方について、一層理解を深めてもらうよう努めてまいります。

また、市内循環線を含む全路線の無料化について御提言がございました。現在、74歳以上の高齢者の方々を対象に敬老バス事業を実施しているところであり、また、本年度においては、小・中学生を対象とした無料化の社会実験を行うなど、いわゆる交通弱者と言われる方々に対する支援を行っているところであります。郊外線の無料化に伴う事業費としては、約47万円の予算を組んでおり、この5カ月間の実績は約15万円、月平均3万円となっており、通年では約40万円の実績と見込んでおるところであります。

これらの事業を通じては、公共交通の意義と役割に対する理解を深め、利用の促進を図ることを大きな目的としているところでもあり、あらゆる手法についての検討を活性化協議会において行っております。そして、これらの事業は、特にこれからの次代を担う子供たちにとって、鉄道、航空、船、バスなどの公共交通機関が果たしている役割を理解し、あわせてマナーを初めとした社会性を学ぶ場として意義あるものと考えております。

今年度下期における無料化についてのお話もいただいたところでありますが、お話のように公共交通機関を利用する際には、一定の負担が伴うことを理解してもらうことも大切でありますので、このことを念頭に、このたびの社会実験の成果をしっかりと検証する中で、例えば、子供料金の設定や低額な一律料金の設定など、バス料金のあり方やバス事業者にもっと営業意欲を持ってもらうよう、市としても気合いをというお話もございましたが、事業者みずからの利用促進策など、バス事業全体の見直しについて事業者とも連携を図りながら、活性化協議会において検討してまいります。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 国忠崇史議員。

10番（国忠崇史君） ただいまの件について、少々再質問いたします。

今、相山副市長のほうから、74歳以上の高齢者に無料バス乗車証を交付する事業ですね、敬老バス乗車証交付事業、これ事業費、当初予算で3,200万円ほどあるんですよね。対象になる74歳以上の高齢の方々が2,520人と、単純計算ですけども、その事業費を人数で割ってみます。すると、一応、1人当たりの受益額というのは1万2,677円と、私の計算ではなるんですよね。

やっぱり高齢者の敬老バスに3,200万円ほどかけて、他方で子供の無料乗車についての事業費が47万7,000円と、計算してみたら67倍ぐらいの差があるわけで、単純な比較は慎まなければならないと思いますが、やはりいいほうに合わすというか、例えば、予算の審議で朝日と土別の入浴料について、いいほうに合わせてほしいという話も出ていましたけれども、やはり高齢者について敬老バスをやっていますから、子供についても、ぜひそこら辺の格差も考えて事業費を増やす方向で、あるいは事業費を少し、今、浮くようなお話もされていたので、ぜひ、ちょっと食い下がるようですけども、その辺、高齢者の事業とのかかわりも含めて、来年度も含めて検討していただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

副議長（遠山昭二君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 今、お話にもありましたように、高齢者の敬老バス事業と小・中学生の無料化事業等につきましては、それぞれ政策目的もございまして、比較するというのも、すべてが同じようなテーブルで比較はできないという面もございまして。

ただ、敬老バス事業につきましては、お年寄りの方は比較のもう自家用車にも乗れない。その割には病院に通う。あるいは食料品、食材を買うにもバスに乗らなければならない。公共交通を使わなければならないということもございまして、そういった交通に対するお年寄りの足をいかに確保するかということをやっている事業でございます。

また、同じように小・中学生の無料化につきましても、先ほど申し上げましたとおり、こども夢トークの中で出まして、朝日から、例えば生涯学習センターを使いたくても、片道中学生ですと800円以上かかるというような中ではなかなか使えないということもございまして。それと、土別市街地の中学生が朝日のサンライズホールに行くといったときも、また同じ状況でございますので、そういった小・中学生のお小遣いからして、バス賃をかけて往復で1,600円以上も、1,700円以上もかかるようなことではいかがかということで、今年度社会実験をやっているわけでありましてけれども。

このバス事業につきましては、敬老バス事業も、私どもに寄せられる声の中には、全く無料化でいいのかといったような話等々もございまして、それらも含めて敬老バスのあり方、小・中学生のバスの無料化、それぞれ交通弱者と言われる方々の足を確保するというのと、それと、小・中学生につきましては、先ほど議員お話しのとおり、マナーですとか社会性を学

ぶといったような政策効果をどのように発現できるかといったこともしっかり考えながら、事業化に向けた検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

副議長（遠山昭二君） 国忠崇史議員。

10番（国忠崇史君） 以上で終わります。ありがとうございました。

副議長（遠山昭二君） 3番 松ヶ平哲幸議員。

3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

一番最初に、土別市食育推進計画についてお伺いをいたします。

国は、平成17年7月、食育基本法を施行し、平成18年3月に食育推進基本計画を策定しました。この食育基本法の中では、食育を次のように位置づけています。生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。さまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとし、国民が生涯にわたって健全な心身を養い、豊かな人間性をはぐくむことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することにあります。

北海道でも、北海道の特性を生かした食育を推進するために、北海道食の安全安心条例に基づき、平成17年12月に北海道食育推進行動計画を策定しました。これらを受けて本市は、昨年、地域資源を生かし食の安全性の確保、地産地消の推進とともに、市民一人一人が健康で豊かな食生活を実践し、生涯にわたって生き生きと暮らす人をはぐくむことを目指すために、家庭、学校、地域、企業、関係団体、行政などが連携をして食育を総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成22年から26年までの5年間の土別市食育推進計画を策定しました。

そこで、この計画策定までの業務は、市の総務部の企画課が担当となっていた行っていたが、実施に当たっての担当課を保健福祉部の保健福祉センターとしました。市の食育計画の中では、次の6つの主体的な取り組みを挙げています。1つ目は家庭です。2つ目は幼稚園、保育園、学校、3番目に地域、4点目に農業関係者、5番目に製造者、商業者、飲食店、最後の6番目に事業所や団体等での取り組みが掲げられています。

このように、食育の推進に当たっては、家庭を中心としてあらゆる関係団体との連携が不可欠であり、それぞれが行っている食育の取り組みを点から線へ、線から面へとつなげていくことが最も大切だと思うのであります。これらの従来業務としての担当は、保健福祉部、生涯学習部、経済部となっており、実に広範囲で横断的であり、これらをいかに連携させ、調整ができるのか。市全体としての食育をどうコーディネートさせることができるかが、極めて重要と考えています。

市全体の調整となりますと、企画課のほうが適しているのではないかとの見方もできるわけですが、なぜ保健福祉センターが実施になって担うことになったのか、その経緯、理由をお聞かせください。あわせて、この食育の推進体制の整備については、土別市食育推進市民会議と市役所内部での土別市食育推進庁内連絡会議の設置をしたようですが、この設置の経過と活動

内容についても、あわせてお聞かせください。

この質問項目で最後になりますが、推進計画では、平成26年度の最終目標を定めていますが、この目標の達成には、何といても食育に関する情報の発信と推進計画の普及啓発ができるかが重要なポイントになると思います。食育フェスティバルの実施なども考えられますが、現時点でどのような内容で普及啓発を想定しているのかをお聞かせください。

よろしく願いをいたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、土別市食育推進計画にかかわって、その業務を保健福祉センターが担うこととなった経緯と理由についてであります。

食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむ基礎となるものがありますことから、子供から高齢者まで、また、家庭、事業所、団体、更には地域へと広がるなど、あらゆる分野に深くかかわっているものであります。

市役所の業務におきましても、食育に関する分野は各部、各課の広い範囲にわたっていることから、計画の策定に当たっては、庁内検討委員会や次長職で構成する幹事会、更にはワーキングチームを設置する必要があり、また、このように各部、各課にまたがる場合は、総務部企画課において総合調整を図ることが望ましいことから、計画策定業務については企画課がその対応に当たったところであります。

計画書策定後の具体的な計画の推進につきましては、政策会議において協議を行う中で、実際に食育事業に取り組んでいる部署が事務局を担うことで、円滑に推進されるものと判断し、特に推進計画の目的であります栄養教育、栄養相談、食生活改善、各種料理教室など、各種食育事業による市民の健康維持増進の業務は、保健福祉部保健福祉センターが担っておりますことから、保健福祉センターを食育事業全般の統制管理の役割を担当する事務局として位置づけしたところであります。

また、食育推進市民会議と食育推進庁内連絡会議の設置経過と活動内容についてであります。まず、食育推進市民会議の設置についてであります。食育の推進に当たっては、食育にかかわる多くの団体、市民がそれぞれの役割に応じ活動するとともに、団体間の協力・連携が重要となりますので、かかわりの深い保育園、幼稚園、学校、農業関係者、事業所等15人の委員により市民会議を本年度設置いたしております。主な活動内容としては、各団体が取り組んでいる食育事業の情報交換及び連携可能な取り組みの検討、更に、市民に対する食育啓発活動の具体的推進方法についての協議などを行うことといたしております。

また、庁内連絡会議につきましても、市民会議と同様の考え方のもと、庁内11課により連絡会を設置しており、本年6月に会議を開催し、その活動内容は、食育にかかわる各団体、事業所、市民が食育推進事業をより効果的に展開できるよう、関係各課が計画の進行管理、情報交換、協力を行い、食育推進全体を把握するとともに、各課が食育に係る各団体、事業所な

どと連携を深めることなどであります。

次に、食育推進目標達成に向けて推進計画の普及啓発についてであります。

食育は、市民にとって最も大切な食を未来につないでいくものであり、このためには、多くの市民に食育に関心を持っていただき、市民運動として推進計画に定めた数値目標達成に向け、積極的な普及啓発活動を推進していく必要があります。このようなことから、今後、食育推進計画に基づき、家庭、学校、地域など各主体ごとの事業である「早寝早起き朝ごはん運動」の推進、保育園、幼稚園、学校農園での栽培収穫体験、地元食材を活用した「ふるさと給食」の推進、食育に関する講演会の実施、子供や高齢者、一般男性を対象とした料理講習会の実施、地産地消の更なる推進などについて、市民会議と市が実施団体と連携して継続し、着実に推進いたしてまいります。

更に、松ヶ平議員御提言の食育フェスティバルにつきましては、食に対する関心が高まっている中であって、大きな効果が期待できるものと考えますが、フェスティバル等のイベントも年間に数多く開催されている状況となっておりますので、新たなフェスティバル開催ということではなく、まずは、食育とかがわりのある産業フェア、まなびとくらしのフェスティバル、しべつまるかじりフェア等のイベントにおいて食育事業を展開し、計画目標達成に向け、鋭意対応してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 松ヶ平哲幸議員。

3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 続きまして、2番目の質問をさせていただきます。

学校給食における食物アレルギーを持つ児童・生徒の対応についてお伺いをいたしますが、この問題については、先ほど国忠議員のほうからもありましたので、重複しない形の中でお聞きをさせていただきたいと思えます。

食物アレルギーは、この15年ぐらいの間に急増をしています。先ほど、国忠議員の質問から教育長の答弁の中で、市の給食センターが毎年4月にアレルギーの実態調査をしているということで、09年の調査では6.25%、今年の4月は8.25%と増加をしています。これは、食物アレルギーに対して最も深刻な食物アレルギーを引き起こすことが明らかな食品のうち、その症状が重篤とされるそば、カニ、エビは食材としての使用をやめ、食品衛生法において特定原材料として表示が義務づけられたものはもとより、表示が奨励されている品目についても献立予定表の中に明記をして保護者に配布をしているところであります。

また、学校での食物に対する学習を充実させるため、栄養士を配置し、取り組んでいるところでもありますが、何よりも学校給食の基本的な考え方は、実際の食事という生きた食材を通して、正しい食事のあり方や好ましい人間関係を会得することをねらいとして行われる教育活動として実施されています。

学校給食法では、次の4つが目標に掲げられています。食事について正しい理解と望ましい習慣を養う。学校生活を豊かにし、明るい社交性を養う。食生活の合理化、栄養の改善及び健

康の増進。食料の生産、配分、商品について正しい理解に導く。このことから、食物アレルギーを持つ児童・生徒にも、学校給食のねらいが達成できるよう考えていくことが最も大切だと考えています。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、食物アレルギーを持つ子供たちが増え続け、3年間で土別では率にして2%増え、このままで推移をすると1割の子供が何らかの食物アレルギーを持つと予測されます。この現況から、市は、今後に対しての何らかの方針を出さなければいけないのではないのでしょうか。

現在の食生活が加工食品に大きく依存していることから、食物アレルギー患者が安全な食品を提供するためには、製造者からの情報の正確性が重要となっています。すべてのアレルギー児童・生徒に完全な給食が提供できるのが理想的であることは言うまでもありません。しかし、給食の運営に託された人員や予算、設備、食材の納入元の制約により、理想的な対応が難しいことも現実です。

常に多くのアレルギー児童に対応する共同調理では、あらかじめ対応内容を基準化しておくことも必要でしょう。大切なことは、食物アレルギーの子供にできる限り給食を提供するという基本姿勢を給食運営の主体である自治体が打ち出し、それに必要な人員の確保や業務の見直し、更には設備の充実を行政レベルで進めていくことです。

学校給食におけるアレルギー対策の目標は、食物アレルギー児童・生徒が、ほかの児童・生徒と変わらず安心して学校生活を送れること、児童・生徒にとって学校給食が正しく十分な栄養が得られること、児童・生徒が食物アレルギーに関する理解を深められることに集約できると思います。学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことを前提として、調理場の能力や環境に応じて、食物アレルギーの児童・生徒の視線に立ったアレルギー対応給食を提供することを目指して、学校給食における食物アレルギー対応を推進することが望まれます。財政負担も含め多くの課題もあるでしょうが、ぜひ今後の考え方や方向性を明らかにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、学校給食センターの給食費と未納についてお伺いします。

現在の学校給食センターの給食費は、平成20年4月に改定し、1回の負担が小学生で221円、中学生で260円となっています。昨年の数字ですが、全道37市町で額の少ないほうから小学生が6番目であり、そのうち4市町は10年以上も前の改定であり、中学生になりますと下から2番目で、1番目は平成12年に改定をした苫小牧市の252円でした。一番高いのは、小・中とも美唄市で小学生が260円、中学生が308円となっています。

保護者からすれば、負担がより少ないほうが望ましいことではありますが、学校給食は、言うまでもなく保護者が納める給食費で賄っています。平成23年度の教育行政執行方針で、教育長が土別産、地域産、道内産を優先し、国内産に限定した食材費の増額に対応するため、給食費の見直しに着手すると述べられています。この見直しの作業に当たっては、ぜひ食物アレルギーに対応する食材を使用することも視野に入れて御検討願いたいと思いますが、いかがでし

ようか。給食については、繊細な課題でもあることから、しっかりと保護者との議論を行っていただきたいと思います。

あわせて、この給食費の見直しに当たっては、必ず給食費の未納問題が浮上します。給食費の未納対策については、昨年の6月議会で谷口議員から質問がされており、給食費の未納が給食費総額のほぼ1%になっており、その額が91万円との答弁でした。市も未納対策に当たっては、電話での督促や家庭訪問などにより、この未納額の整理には努めているところでありますが、この未納率はここ数年ほぼ横ばい状態です。

そこで、支払える余裕があるにもかかわらず、意図的に支払わない保護者が問題視されていますが、支払っている保護者からすると、とても大きな不公平感を持っています。しかし、たとえ滞納していても、子供に給食を与えないわけにはいかないというのが実情であり、その結果、給食の食材費を下げざるを得ず、給食の質が下がるという問題も発生しています。もし給食費を改定するとなると、この未納対策に対しても、もっと踏み込んだ対応をとらなければならないと思います。そもそも、学校給食法では保護者の給食費の負担については明記されており、自治体が簡易裁判所を通して差し押さえをし、法的手段に訴える動きもありますが、裁判に係る費用がかかるため、税金の無駄な出費を避けるとの意見もある中、少子化対策の一環として小学校の給食費を無料とした自治体も出てきています。

本市の現状としても、給食センターの職員が集金の作業を行っていますが、学校側の協力もいただきながら、給食費をほかの副教材費等と一緒に集金して徴収する手法や、意図的に支払わなかった者の氏名や住所を公表する条例の制定など、何らかの手法をとっていかなければならないと考えますが、現時点でこれらの考え方をお聞かせを願いたいと思います。（降壇）
副議長（遠山昭二君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） お答えをいたします。

学校給食は、成長期にある子供にとって健全な心身をはぐくみ、将来の食習慣の形成のための基礎を培うといった大きな役割を持っております。食に関する問題は、言うまでもなく原則的には家庭が中心となって担うものであり、家族団らんの食事は家庭教育の第一歩であるとともに大切な食育の場でもあります。

しかしながら、今日の社会環境の変化により、外食や調理済み食品の利用など、食品流通の変化などを背景として食生活のありようも大きく変化しつつあり、保護者が子供の食生活を十分把握し管理していくことが困難な傾向が見られることも否定できない状況となっております。

さきの国忠議員の御質問にも御答弁申し上げたとおり、食物アレルギーを持つ子供たちが増加の傾向にあり、加えて多種多様なアレルゲンの広がりを踏まえ、この対応に苦慮している実態にあることは議員のお話のとおりであります。おのずと学校給食のみでの対応には限界があり、個々の家庭での対応を基本としながら、学校給食においてでき得る補完的対策をまずは講じることが肝要と考えております。

次に、学校給食センターの給食費等未納についてお尋ねがございました。

まず、給食費の見直しについてであります。その検討に当たっては、食物アレルギーへの対応も視野に入れながら、保護者や学校等と十分な協議を尽くしたいと考えております。そこで、給食費の未納対策についてであります。給食費の納入方法は3通りございます。まず、学校での給食費納入袋での現金徴収、次に北ひびき農協の組勘及び口座からの引き落とし、そして、学校給食会の指定銀行口座への振り込みであります。

市内中心5校の現金徴収は、学校給食会から委託された徴収員が、学校で直接児童・生徒から徴収しておりますが、朝日町につきましては、毎月小・中学校で職員が徴収し、学校給食会に一括納入されております。

御質問のありました未納金の対応につきましては、学校給食センター職員が、電話や文書での催告及び訪問により徴収業務を行っております。とりわけ現状の未納額は、給食費の支払い能力があるにもかかわらず故意に納入しない保護者の滞納でありますことから、議員からお話にありました未納者の氏名、住所の公表も検討する必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、学校給食の提供に関して、増加するアレルギーへの対応策や給食費の徴収方法など、今日的な大きな課題でもありますことから、関係する方々と協議、検討を重ね、これら課題解決に努めてまいる考えであります。

以上申し上げます。御答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 松ヶ平哲幸議員。

3番（松ヶ平哲幸君） 私の3番目の質問が一般廃棄物処理施設についての質問だったんですが、これについては、昨日、斉藤 昇議員のほうから質問がありましたので、私の質問自体はやめさせていただきたいと思いますが、ただ、昨日の答弁のほうで、新しい施設について、屋根つき、クローズドというお話もありました。最終処分場の埋め立てというのは、実際、埋め立てて貯留する施設と、そこから出る浸出水処理施設の2つしかないと思っています。そういった意味では、屋根つきのほうが2割か3割建設コストが高いという話もありましたが、15年間にわたって維持管理費用の合計金額とあわせて、トータルコストでこの内容の種類の選定というのはやっていかなければいけないというふうに思いますので、そこらも含めて私の意見を述べさせていただきます。質問を終わらせていただきます。

副議長（遠山昭二君） 9番 谷口隆徳議員。

9番（谷口隆徳君）（登壇） 2011年第3回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問をいたします。

障害者の雇用と対策についてお伺いをいたします。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）では、障害者基本計画等として、第9条第3項で、市町村は障害者基本法を基本とするとともに、地方自治法第2条第4項の基本構想に則し、かつ当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するように努めなければならないと規定されております。

更に、障害者の雇用の促進などに関する法律では、第1条では、身体障害者または知的障害

者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障害者がその能力に適合する職業につくこと等を通じて、その職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の安定を図ることと規定され、更には、ここでは、事業主の責務、国及び地方公共団体の責務なども規定されております。また、同法施行令では、法定雇用率も定められております。

そこで、本市には、中小企業振興条例が制定されておりますが、第12条に規定する雇用奨励事業のここ数年の利用実績とあわせて、障害者雇用助成などについてお伺いをいたします。また、本市における一般企業、事業所及び市役所における雇用の現状についてお伺いをいたします。

市の調査によりますと、本市における被雇用者5人以上の事業所についての調査を実施されておりますが、それ以下の事業所については調査はしていないということであり、事業所すべてにおいて雇用の実態を把握することが大事だと考えますが、なぜ調査対象としないのか、お答えをいただきたいと思っております。

更に、法定雇用率についての雇用の範囲は、どのような事業所に対して適用されるのか。また、本市の障害者雇用について法定雇用率適用の事業所は何社あるのかについてもお伺いをいたします。更に、障害者の雇用について、本年度までの新卒者の障害者の就職状況はどのような状況なのか、雇用人数はどうか、わかる範囲でお知らせをいただきたいと思っております。

今後、市として、障害者の方の社会参加や自立を目指す方への就労支援の対応は、本市の福祉政策の重要な柱でもありますので、経済、雇用状況の悪い中ではありますが、企業や事業所の理解を得る、更には市民の支援組織などとの連携を進めて、共生、協働の社会の実現のための施策をどのように進めていくのか、そして、障害者雇用につなげていくのか、お尋ねをいたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えいたします。

私から、市と民間支援組織との連携について答弁申し上げ、障害者の雇用実態及び法定雇用率等の適用範囲につきましては経済部長から御答弁申し上げます。

本市では、障害のある人が自由な行動と住みなれた地域において、社会参加や就労等を通じ、自立した生活を送ることができるまちづくりを推進するため、土別市障害者福祉計画を策定いたしております。そこで、本市の障害者就労支援の方策と市民支援組織との連携についてであります。

初めに、就労支援についてであります。この対応といたしまして、ただいま申し上げました障害者福祉計画に基づき、まずは障害者の相談体制強化が重要なことから、市の相談窓口とあわせ、特に本年度から障害者の就労や職業訓練、更には福祉サービス事業の適切な活用、あるいは社会生活力を高めることなど、生活全般にわたるさまざまな相談、助言について社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職員を配置している市内事業所に業務委託し、推進いたして

いるところであります。

こうした中で、就労相談等に基づく対応として、個々のニーズや適正、能力に応じ、障害者自立支援制度活用により、就労への円滑移行のための職業訓練、職場実習の紹介、あっせんや、更には土別福祉会つくも園、土別愛成会るんべる及び市外事業所等において、農作業や飲食店、衣類のクリーニング及び食品等の加工製造作業などの就労機会を継続して提供する支援サービスの利用促進に努めているところであります。

今後におきましても、つくも園、愛成会るんべる等と一層連携し、こうした取り組みの更なる拡大支援に当たるとともに、これらの福祉的就労から地元企業等での短時間業務、あるいは簡易的な作業を含め、1人でも多くの障害者の方が一般就労に結びついていくよう、この支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、市民支援組織との連携についてであります。昨年9月に市内のさまざまな事業所等を会員とする土別地域障害者職親会が設立されております。この職親会の設立趣旨と活動内容といたしまして、多くの意欲のある障害者の就職と職場への定着を援助し、ともに働き、ともに暮らすことを目的として設立され、その活動内容は障害者の激励会、親睦会などが実施されております。また、本年の合同入社式には私も出席し、お祝いと激励を申し上げたところであります。職親会において、こうした具体的な取り組みが行われておりますことから、現在、会員数も事業所、個人、合わせて30会員に増加しているとともに、活動成果として障害者雇用につきましては、会員事業所等での一般就労が、徐々にではありますが図られてきているところとなっております。

このように、障害者が就職についたり、職場への定着が図られるためには、就労先となる事業所の深い理解により、障害者雇用に門戸を開いた地域社会受け入れ態勢の拡大が最も肝要なこととなっております。したがって、今後とも市といたしまして、障害者の方が働く喜びを感じながら、安心して、安定した生活を送ることができるよう就労等の相談に応じながら、土別地域障害者職親会と情報交換を逐次行い緊密に連携することで、障害者の雇用促進に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げます。私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） お答えいたします。

まず、土別市中小企業振興条例第12条に規定する雇用奨励促進事業の利用実績と障害者雇用助成についてお答えいたします。

中小企業振興条例第12条においては、中小企業者が常用雇用者を新たに雇用したことにより雇用人数が拡大した場合に、雇用から1年経過後、増加した労働者1名につき30万円を助成すると定めており、ここ3カ年の実績を申し上げますと、平成20年度1社8名、21年度1社1名、22年度1社1名の助成実績となっております。なお、この雇用奨励促進事業では、障害者を継続して2年雇用した場合に更に30万円の計60万円を助成、一方、短時間労働者として1年間雇

用した場合は20万円を助成するとし、昨年度から制度を拡充しておりますが、現在までの助成実績はございません。

次に、市内の民間事業者における障害者の雇用であります。

昨年9月30日現在で実施した土別市労働状況実態調査に回答した223事業所のうち、障害者を雇用している事業所は15事業所、また、雇用者数の未記入事業所もありましたが、人数を記入いただいた事業所の合計では26名となっております。なお、市役所及び市教育委員会における障害者の雇用は、本年6月1日現在で8人の任用となっております。

次に、実態調査はすべての事業所を対象に実施すべきとのことですが、土別市労働状況実態調査については、国の統計調査の事業所リストを利用し、従業者が5人以上の事業所を対象に毎年40項目以上の設問にお答えいただいているところでございます。この調査の目的は、市内における雇用者の人数や賃金、諸手当の支給状況といった就業規則などの労働実態の全体像をうかがうものであり、従業者の人数を少なくしますと、いわゆる事業主だけのケースや家族経営の事業所も含まれますことから、給与形態や雇用条件などの調査項目に御回答いただけない場合もあり、調査の集計結果があいまいとなりますことから、調査はあくまでも雇用関係が成立していると見込まれる従業者が5人以上いる事業所を対象としているところでございます。

次に、障害者の雇用の促進に関する法律における法定雇用率と、その適用範囲についてであります。

民間企業では、従業者56人以上が対象となり、その法定雇用率は1.8%、公的機関にあっては2%、地方自治体は2.1%となっております。その達成状況については、ハローワーク名寄管内の集計となり、各自治体における詳細は非公開となっておりますことから本市の状況は把握できませんが、昨年6月1日現在では、対象企業は名寄管内で19社、うち12社が法定雇用率を達成しており、その達成割合は63%となっております。

なお、全道では53%、全国では47%でありますことから、名寄管内は比較的達成割合の高い地域と言われております。また、市役所では2.35%、市教育委員会では2.9%となっており、いずれも2.1%の法定雇用率をクリアしております。

次に、新規学卒の障害者の就職状況についてであります。個人情報保護の観点からハローワークでは情報を開示していないため、市ではその数値を把握しておりませんので御理解願います。

また、障害者雇用につきましては、さきにお答えしたように奨励策を設け、その利用促進を図っておりますが、今後ともハローワークなどとともに連携しながら、障害者雇用を促進してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 谷口隆徳議員。

9番（谷口隆徳君）（登壇） 食育推進計画の進捗状況についてお伺いをいたします。

先ほども松ヶ平議員からも質問がありましたので、重複しないように質問させていただきます。

本市の食育推進計画の理念に、「天塩の恵みの大地のもと、食で育む人とまち」とあり、その目標も3つ挙げられております。1つには、1日3食楽しくしっかりと食べます。2つには、食の大切さを理解し、健全な食生活を実践します。3つ目には、地産地消で豊かな食生活とまちづくりを進めます、と目標が定められております。また、主体別の取り組みとして、家庭、幼稚園、保育園、学校、地域、事業所の6つに分けて取り組みを進めるとあります。

そこで、本計画は、平成22年度より取り組まれてきて1年が経過しましたが、それぞれの事業はどのように進められているのか、「早寝早起き朝ごはん運動」など主なものについて、その推進状況をお伺いいたします。

次に、特に家庭及び幼稚園、保育園、学校や事業所においても、食の恵みに感謝する心を持つことをはぐくむことのできる場であると思います。食育基本法にありますように、知育、徳育、体育の基礎となるべき理念、いただきます、ごちそうさま、もったいないという心を養っていくことは重要であります。

私たちは動植物の命をいただいて生かされているという意識を持つことは、当然のことです。更には、そのような意味から、食べ物を無駄にしないということも当然のことですが、この計画の中で、それぞれの場で、これらについての意識づけをどのように実践、実施していくのか、また実践されているのか、お伺いをいたします。

また、いつも言われることではありますが、安心・安全な地域の食材を生産し、供給していくことについての推進や学校給食での利用拡大など、地産地消の取り組みは地域の農業の進展などにも寄与することとなります。給食での利用状況や地元で容易に本市産農畜産物を購入できることの満足度は、当初計画18.7%となっておりますが、50%への目標値達成へどのように推進していくのか、考えをお伺いいたします。

統計によれば、朝食を欠食する市民の割合は、小・中学生で3%程度ですが、20代の男性では28%、女性では19%の高い欠食の水準であります。いずれにしても、大いに改善されなければならない状況であります。若い世代への食の重要性をいかに進めていくかなど常に食への関心を高め、命の大切さを学び、健康な身体をつくることで、市民一人一人が認識していくことが大切であります。食に関する正しい認識と理解を深め、健康づくりを進めていくため、本計画の推進が重要となります。計画実施への取り組みについてお伺いをいたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） お答えいたします。

初めに、食育推進計画の推進状況についてであります。

本計画に定めております主な食育事業の推進状況につきまして、最初に家庭での取り組みがありますが、食生活や食習慣の形成を図る上で、家庭での取り組みは最も重要となっております。

す。その中で、規則正しい生活や健康な食生活としての「早寝早起き朝ごはん運動」の取り組みは、生活リズムが定着し、基本的な生活習慣が確立されることとなりますので、「早寝早起き朝ごはん運動」の拡大、定着化を図るため、市内11小学校の1年生から5年生及び保育園、幼稚園を対象に、就寝時間や朝御飯、テレビ及びゲーム時間などを親子と一緒に記録することで、1日の生活リズムの改善を図り、睡眠表の取り組みを実施し、このことで子供たちの生活パターン改善につながっているところであります。

また、保育園、幼稚園、学校の取り組みといたしましては、子供たちが校内の農園等において播種から収穫までの農業体験を実施しており、このことで収穫の喜び、農作業の大変さや地元産業に関心を持つことの学習等に取り組んでおります。

団体等の取り組みといたしましては、さまざまな団体が多様な食育活動を展開しておりまして、その中の食生活改善協議会では、一般男性、高校生などを対象とした料理講習会や食育教室を開催し、料理をつくる楽しみ、食べる楽しみを知ることで、食と健康に対する知識を深めるとともに、消費者協会においては、地元農産物の消費拡大や食料自給率を高める運動を進めており、加工体験交流工房「の〜む」は、運営協議会が広く市民に対し、地元食材を使用したパン、ソーセージ、アイスクリームづくりなど食品加工の指導を行っております。

更に、農業者団体等がしべつまるかじりフェアやまなびとくらのフェスティバルを実施し、まるかじりフェアについては、見て、食べて、体験する機会を提供し、地元農産物、加工食品の魅力を紹介するとともに、まなびとくらのフェスティバルにおいては、1日に何をどれだけ食べたらいいかといった食事バランスの紹介を行い、健全な食生活の普及啓発を行っているところであります。

市保健福祉センターにおいては、家庭、地域、学校が連携した食育をテーマに、学校での食育推進や家庭での食習慣の形成について講演会を実施し、市民に対し食育の普及啓発を図ったところであります。また、特に家庭、保育園、学校等において、食べ物を大切にすることの意識づけの実践についてであります。食べ物は人が生きる上で自然の恵みであり、更に、食べ物は生産する人、流通する人、調理する人など多くの人の手によって食卓に届くことを理解し、感謝する心を育てることが極めて大切であると考えております。

このようなことから、保育園、幼稚園におきましては、昼食時に食べ物をつくった人に感謝し、残さず楽しく食べることの指導が行われております。更に、小学校においては、学校栄養教諭を中心として給食を通して食事を大切にし、食べ物の生産等にかかわる人々への感謝の心を培う指導に当たっているところであります。

今後におきましても、育児や保育、学校教育の場において、食べ物を無駄にせず、もったいないの言葉を意識し、食べ物の大切さと食に関するさまざまな知識など本計画に沿って食育の基本的な学習を推進し、子供の健全で豊かな心と体の成長が図られるよう対応いたしてまいります。

また、安心・安全な地元農産物の地産地消の取り組みといたしましては、食材を通じた郷土

料理と食文化の継承を目的に、学校においてふるさと給食を実施しており、昨年度は3回実施し、本年度は6回を予定しており、既に7月にはサフォークカレー、8月には多寄産小麦を使用したパン、焼きそばを給食として提供したところであります。

学校給食全体の地場食材の利用状況につきましては、米は100%、ジャガイモ、タマネギ、キャベツなどの野菜はおおむね50%となっております。更に、地産地消の取り組みといたしましては、市内の農業者や農業者グループが地産地消の推進を図るため、夕の市の開催や市内の量販店に常設の地元農産物コーナーを設置するとともに、農協が整備した直売所「ひびきあい」での農産物や加工品の販売により、地元農産物の購入も容易になりつつあるところとなっております。

今後、更に、市民の方の地元農産物を購入できることの満足度の目標達成に向けては、品ぞろえの充実や販売期間を延長していくことも必要なことから、関係者と検討するとともに、市内における直売所のマップも作成するなど情報発信に努めてまいります。

以上、食育推進計画の事業につきまして、現在までの推進状況を申し上げましたが、今後の取り組みにつきましては、なお一層地域挙げての対応が必要と考えますことから、食にかかわる多様な団体等で構成する土別市食育推進市民会議と市が、それぞれの役割に応じて食育の取り組みを担っております関係団体等と十分な連携を図りながら、意見交換を重ね、食育計画を継続して推進してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 谷口隆徳議員。

9番（谷口隆徳君）（登壇） 天塩岳登山に係る事故・遭難対策についてお伺いをいたします。

近年、登山についての遭難事故が多く発生して、事故対応についてのマニュアルや登山に係る危険対策がとられておりますが、今年、天塩岳登山において、骨折事故により消防などの出勤があり、緊急対応がとられたことがありました。大事故となったトムラウシ山登山による事故のように登山が一般観光化されて、軽装な登山準備あるいは軽便な自然との触れ合いなどを求めて旅行社が安易に募集していることや、熟知、熟練した案内人が同行していないなど問題が指摘されております。一度踏み入れたら中止したり引き返したりすることが容易でないような行程になっているとも聞いております。

つまり、無理な登山の行程になっていることであります。やはり登山という自然に親しむスポーツという行為の中で、適切な諸準備を行い、熟知した優秀な案内者のもとでの登山でなければなりません。天塩岳登山など本市での登山について、しっかりと安全対策を講じて、安心して多くの登山者に来ていただき、安全かつ快適に登山を楽しんでもらうことは、地元の者として喜ばしいことであります。

しかし、このたびのように事故などが万が一起こることもあり、その対策として常に地元として緊急対応の準備をしていくことが最も重要なことであります。特に現場に急行する消防隊員や警察官など、事故対応に従事する者についての訓練や研修、研究が必要であります。そこ

で、今までの登山について、安全対策はどのようにとられていたのか。関係機関の連携が十分にとられていたのか。更に、今後の対策として登山などに経験や知識のある隊員や職員の養成や、登山事故に係る緊急救命組織などが必要と考えますが、本市においてはどのような対策を講じているのか、お伺いをいたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） お答えをいたします。

本市に登山口がある天塩岳は、日帰り登山が楽しめる比較的初心者向けの山として紹介されていることから、数多くの登山愛好家に親しまれ、平成21年度は2,353名、平成22年度は2,460名が入山しており、近年の登山ブームの影響もあって、登山者数は年々増加の傾向にあります。しかしながら、近年は登山が観光化され、初心者でも気軽に参加できる旅行会社の登山ツアーなどの増加に伴い、登山事故も各地で発生している状況にもあります。

こうした中、本年7月9日に発生した天塩岳における登山事故につきましては、道外からのツアー登山者が下山途中の標高1,370メートル付近で、自己転倒により右足首を負傷したため下山不可能となり、土別消防署に対し救助要請がなされたところであります。この要請を受け、土別消防署では救助隊員の出動を行うとともに、救助要請地点が登山口から2時間程度要する地点であったため、負傷者への応急対策が困難であることも予想されることから、北海道防災消防課防災航空室へ防災ヘリの要請を行ったところであります。しかしながら、悪天候のため、ヘリから負傷者を発見することはできませんでしたが、ツアーガイドの方に背負われ、登山口500メートル付近まで下山できたことで救助隊員に引き継がれ、病院へ搬送されたところであります。

今回の事故は、幸い大事には至りませんでした。登山事故においては、天候の悪化により生命の危機に及ぶことも想定されることから、天候の悪化に対応できる万全な装備や無理のない登山計画など、登山者及びツアー企画会社において十分な安全性を確保することはもとより、救助にあっては、関係機関の密接な連携による迅速かつ的確な対応が求められており、このためには、救助活動に従事する者が現地の地理を熟知するとともに、登山経験を積んでいることが重要となります。

本市においては、山岳遭難者対応連絡系統組織を確立し、登山における遭難や事故発生の際には、土別警察署、土別消防署、土別市に加え上川総合振興局及び上川北部森林管理所と事故情報の共有を図り、必要に応じて支援、捜索体制の相互協力を行うことになっております。更に、登山熟練者の応援が必要であると判断した場合には、朝日山岳会の協力を求めることとしており、登山事故に対する体制を整えているところであります。

次に、登山事故に対応するための研修等についてであります。土別消防署におきましては、本年8月に朝日山岳会員の登山に同行し、研修登山を実施する中で、事故発生時によりの確な救助活動を行えるよう登山道等の状況把握を行っております。また、土別警察署におきましても、毎年天塩岳山開きに参加し、登山経験を積み重ね、知識の習得を図っているところであり

ます。また、本市の職員につきましては、朝日山岳会に7名が会員として在籍し、山開きの開催、研修登山、登山道整備等の活動を行うほか関係機関職員の指導に当たっております。

今後におきましても、迅速かつ的確な救助活動が行えるよう朝日山岳会の指導のもと、研修登山の実施などにより登山経験者を育成するとともに、関係機関の連携を図りながら天塩岳登山事故に対する体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 谷口隆徳議員。

9番（谷口隆徳君） 今、対応についていろいろとお伺いいたしました。これから、天塩岳につきまして、いろいろな土別、朝日の自然環境についての観光資源を十分に発信していくという意味からも、こういういろいろな対策等について、観光会社や旅行社にいろいろな情報提供をしていかなければいけないのではないかなということが一つあるわけでありまして。インターネットや何かで調べればわかるということだけでなく、逆このいろいろな観光資源を安全でかついろいろなものが見られますよということの、またそういう組織がきちんとなってますよということも、旅行社あるいはいろいろな、どんな旅行社が入ってくるかわかりませんが、入ってくる可能性はありますので、先手を打って先に連絡するなり、いろいろ周知するなりという方法をどのようにとられるのか、ちょっとそれをお伺いいたします。

副議長（遠山昭二君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 再質問にお答えいたします。

今、谷口議員おっしゃるとおりに、事前にこういった情報をつかんでおくということについては、万が一の際には大変有効なものということになりますので、市のほうでもホームページで、天塩岳については土別の観光の中心的存在、あるいは観光協会においても、同じように土別の観光の中心ということでPRをしていますので、これらにあわせて、例えば、四季折々のそういった状況をお伝えするとか、もしくは近年起きている事故等を含めた登山の状況、これらをホームページの中でお知らせするとか、そういったような手法を通じて、事前にそういった届け出ができるかどうかということについて、これから関係機関ともども対応に当たっていきたいというふうに思います。

以上です。

副議長（遠山昭二君） 谷口隆徳議員。

9番（谷口隆徳君） 以上で質問を終わります。

副議長（遠山昭二君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時56分休憩）

（午後1時30分再開）

副議長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番 粥川 章議員。

6番（粥川 章君）（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

最初に、朝日発電開発についてお尋ねをいたします。

本年3月11日に発生した東日本大震災は、いまだ復興に向けての加速が進んでおらず、特に福島原子力発電所事故による汚染は、被災地住民はもとより、農畜産物、学校での屋外活動での制限、校庭の表土除去、公園の除染などの対応に追われるなど、深刻な問題を投げかけています。

国は、放射性物質が大量飛散した3月15日のデータを十分にとらず、直ちに健康に被害はないと繰り返してきましたが、実際には恐ろしい現実が起きています。原子力安全・保安院は、福島第一原発から放出された放射性物質は、旧ソ連のチェルノブイリ原発事故の10分の1としておりますが、この事故では広島型原爆の200発分の放射性物質を放出したと言われ、福島第一原発事故では20発もの放射性物質が舞い散ったこととなります。

現在、原発事故による放射性物質問題を収束できずにいる状況の中、脱原発の世論が高まり、今後の電力生産のあり方について、さまざまな手法が検討されています。日本は電力生産の30%を原発発電で行われている実情の中、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを一気に主流にするのは困難な状況にあり、今後20年、30年かけて各地域の気候や条件に合った多様な手法により、1つの供給源に偏らないエネルギー政策を進めるべきと考えます。

そこで、お尋ねしたいことは、安定した電力を供給できる水力発電についてであります。士別市は、朝日地区に北海道企業局が所有するポンテシオ、岩尾内の発電所があり、発電、天塩川の治水、農地用水、上下水道、工業用水に大きな貢献がなされています。平成5年に北海道企業局では、既設の両発電所と一体管理が可能であり、エネルギーの有効活用が図られることから、岩尾内発電所下流に建設する仮称朝日発電の開発の可能性について検討がなされました。

この発電所は、岩尾内発電所の発電放流水を取水し、地下に設ける朝日発電所に導水、最大出力9,700キロワットを発電した後、延長6,300メートルの放水路トンネルにより天塩川に放流する発電方式であります。検討の結果、河川法の改正に伴い、発電コストの上昇などから中止に至った経緯にありますが、その当時とは異なる今日の電力情勢や将来の発展のあり方を考慮するとき、天塩岳を源流とする豊富な水資源を生かした再生可能なクリーンなエネルギーとしての水力発電に再び注目したいのであります。もちろん北海道、北海道議会がこれらについてどう判断するかにかかってくることになるかと理解をいたしておりますが、この士別市からこのことについて北海道に提起することは考えられないのでしょうか、御見解を伺いたいと思います。

次に、パークゴルフ場使用料金についてお尋ねをいたします。

パークゴルフは手軽に軽スポーツを楽しむことができ、その競技内容も個人の技術から一緒にプレーするメンバーの交流など、身近なスポーツとして定着されています。特に高齢者の方々にとっては、身体を動かすことによって心身ともに健康を維持し、多くの人々と触れ合う機会を得られるということの意義は大きく、快適な市民生活を送ることから見れば、健康を保つことは、ひいては医療費の軽減にもかかわる重要なポイントの一つと思われます。

現在、土別市内にあるパークゴルフ場は6カ所、17コース、153ホールとなっており、このうち、使用料を徴収しているのは朝日と多寄の2カ所のみであり、朝日は18ホールで1日券300円、シーズン券8,000円、多寄においては45ホールで1日券200円、シーズン券5,000円とされています。近隣市町村においては、ほとんどのコースが有料であり、プレーをする方々も使用料を負担するという高い意識を持たれているものと思われます。

そこでお尋ねいたしますが、合併後、市は全市的に公共施設使用料の統一化を進め、旧土別市と旧朝日町に同様の施設がある場合には、それらの使用料は同じような料金体系となるように調整が図られてきた経緯にありますが、このパークゴルフ場料金設定について、異なる理由をお伺いしたいのであります。

更に、お尋ねいたしますが、同様の施設でありながら、一部に有料、無料が混在していることについての理由についてもお示ししていただきたいのであります。市民サービス、または市民の健康増進の観点からは、プレーヤーに応分の負担はしていただきながらも、それはより納得できる金額であることが望ましく、現在無料となっている市内のパークゴルフ場について、同様の公共施設という観点からは、有料化一本化する、もしくは、現在有料となっているコースの無料化か使用料の軽減のどちらかを検討するべきではないでしょうか。有料化にすることでは、これらを財源に利用者へのサービスや施設設備の質を高めることができ、無料化とすることでは、利用者層の拡大を図ることが期待できるものと考えますが、これらについての御見解をお伺いし、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 粥川議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から、朝日の発電所について答弁申し上げ、パークゴルフ場の使用料金については教育委員会から答弁申し上げます。

計画されておりました朝日発電所につきましては、天塩川上流部にある岩尾内ダム直下の直下左岸に設けられている岩尾内発電所の発電放流水を取水し、約100メートル下流の地下57メートルに設けた発電所に導水し、有効落差39.5メートルを得て、最大出力9,700キロワットを発電した後、延長6,300メートルの放水路トンネルにより天塩川に放流する、水路式の発電方式で計画されていたものであります。

当該地点が選定された理由として、1つ目には、計画地点の上流には道営のポンテシオと岩尾内の2つの発電所が稼働しており、これらの発電所との統合管理が可能のため、経済性の発揮が期待できること。2つ目は、3つの発電所を一貫運用することにより、天塩川における水

資源の有効利用が可能になること。3つ目は、計画地点である道北地域は、比較的電源の脆弱な地域であり、電力の安定供給への寄与が期待できること。4つ目は、近年、水力開発地点がますます小規模化、奥地化し、経済性から開発に不利となっているのでありますが、本計画地点が既設の発電所の下流に位置するため、開発には極めて有利であることなどの理由から、平成5年に岩尾内発電所のすぐ下流を建設地点として選定し、基礎資料の収集や経済性、環境影響調査等を実施するとともに、河川管理者と協議を行うなど、開発の可能性について検討が進められてきたところであります。

しかしながら、平成9年に河川法が改正され、これまでの治水、利水に加え、河川環境の整備と保全が法の目的に位置づけられたことから、平成15年に天塩川の河川整備基本方針が策定され、河川環境を保全するため、常時流さなければならない数量が定められたところであります。このため、当初計画にあった発電使用水量が制限されることとなり、その結果、発電コストが上昇するなど、経済性の理由から平成15年度に計画が中止されたところであります。

そこで、水力発電所建設を北海道に対し提案する考えはないかとお尋ねでございます。粥川議員お話しのとおり、現時点においては計画中止時の情勢とは異なり、近年における地球温暖化、オゾン層の破壊などによる地球環境への対応が強く求められているところであります。加えて、去る3月11日には東日本大震災が発生し、安全なエネルギーとされていた原子力発電も、そのあり方が再検討されている国内の電力情勢や、将来の電力のあり方を考慮したとき、電源の多様化やエネルギー自給率の向上を促進するため、クリーンで再生可能なエネルギーの導入がますます重要になってきていると考えているところであります。

また、ダムと水力発電施設が所在する本市は、豊かな森林や水をはぐくみ、北海道民の生活や経済の発展に欠かすことのできない水や電力の安定供給という、重要かつ公益的な役割を担っており、岩尾内とポンテシオの2つの水力発電施設によって、一般家庭平均で約2万9,000世帯分の電力が供給されているところであります。北海道の未開発包蔵水力が全国一という状況にあるなど、今後ともその重要性は変わるものではなく、安定的な電力を維持する観点から、北海道にとって最も優位性を持つエネルギー資源であることは言うまでもありません。

また、さきの国会では、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が可決され、太陽光や風力、水力等による再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の導入が図られることとなったところであります。こうした状況を踏まえ、本市としては、北海道公営企業管理者や北海道企業局長を初め関係者とお会いする中で、計画が中止となった朝日発電所建設について情報提供をいただいたところであり、私自身、計画地である岩尾内発電所を直接視察するなど、計画の概要把握に努めてきたところでございます。

新たなダムを必要とせず、自然に対するダメージが少ない水の有効活用を図ることができる朝日発電所建設は、電源が脆弱とされている道北地域に電力が安定供給され、地域の活性化につながるるとともに、本市にとっても大きな経済効果が考えられます。したがって、議会に

も御相談を申し上げ、北海道や道議会並びに北海道企業局に対し、この朝日発電所建設について再度御検討していただけるよう早急に提案してまいりたいと考えております。

同時に、これまで中小水力発電所の建設については、国の中小水力地熱発電開発費等補助により補助金が交付されておりましたが、事業仕分けの結果、平成22年度以前に交付決定を受けた中小水力発電施設に限定されているため、東日本大震災発生以降の国内電力情勢を見据え、新たな水力発電施設についても支援策が講じられるよう、国に対して求めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） 私からは、パークゴルフ場の使用料にかかわっての御質問にお答えをいたします。

まず、朝日パークゴルフ場と多寄パークゴルフ場の料金設定が異なる理由についてであります。朝日パークゴルフ場は当初から計画的に整備された施設であり、造成や管理運営経費を算定し、受益者に応分の御負担をいただくため、市の設置条例によって使用料を定めたものであります。

一方、多寄パークゴルフ場は、多寄町パークゴルフ協会が中心となって造成が行われ、現在は多寄農村広場管理組合が施設管理に要する費用の一部を協力金として徴収しているもので、市の使用料とは異なっております。

次に、市内のパークゴルフ場に有料と無料が混在している理由についてであります。つくも水郷公園パークゴルフ場や天塩川パークゴルフ場、不動大橋パークゴルフ場及び剣淵川パークゴルフ場については、コースの整備の度合いや管理棟、休憩所、トイレ等の設備の面で料金の設定は難しいとの判断から、これまで無料といたしてきたところであります。

今後の使用料の徴収についての基本的な考え方についてであります。ある程度整備が図られる施設については、利用者から応分の費用負担をいただく考えであります。このため、不動大橋パークゴルフ場、剣淵川パークゴルフ場については、施設整備が図られた段階で応分の負担を求めていく予定でありまして、朝日パークゴルフ場の使用料については、さきの2つのパークゴルフ場の整備に合わせて料金の平準化について検討してまいります。しかし、つくも水郷公園パークゴルフ場と天塩川パークゴルフ場については、当面、使用料の設定は考えておりません。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 粥川 章議員。

6番（粥川 章君） 質問を終わります。

副議長（遠山昭二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。
御苦労さまでした。

(午後 1時49分散会)